

運営規定

友愛総規第 027 号

事業所名 認知症対応型共同生活介護施設 アルテミス

制定 2016.02.23

施行 2016.05.01

改定 2024.03.01

サービスの種類 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

改定 2024.06.01

第 1 条 (事業の目的・運営方針)

1・事業の目的

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）は、家庭での生活が困難になった認知症高齢者に対し、地域住民との交流を通し、小規模で家庭的な環境のもとで、入浴、排泄、食事等心身の状況に応じた介護その他の共同生活上での世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とした生活介護です。

当施設は、『愛』『信頼』『奉仕』『希望』の基本理念のもと、心の健康、医療、介護、福祉の専門機関として進歩し続け、心身の健康の増進に貢献し、人生をより豊かなものにするお手伝いをします。

2・運営方針

- ①明るい挨拶と笑顔を大切にし、清潔で美しい介護環境づくりをこころがけます。
- ②利用者さんとその家族との信頼関係を築き、誠実さと気配りを忘れず、奉仕の精神をモットーとしています。
- ③チーム介護を通じて、ご利用者さん及びご家族が社会で生きていく希望を大切にします。
- ④心身の健康の大切さを願い、光と土に触れる機会を提供します。
- ⑤職員は質の高い介護サービスを提供するために、互いの職種を尊重・信頼し、専門技術を磨き、あらゆるものから学ぶ姿勢を持ち、進化を目指します。
- ⑥医療機関・介護施設と連携して利用者さんの社会復帰に向けての支援を目指します。

第 2 条 (職員の員数及び職務内容)

- ①管理者（ホーム長） 1 名（常勤）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う（介護従事者兼務）

②計画作成担当者 2名以上（常勤）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する病院、訪問看護ステーションとの連絡・調整を行う。また介護従事者を兼務する。

③介護職員 10名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う

④事務 1名

事務職は日常の請求業務などを行う（介護職もしくは計画作成担当者と兼務）

第3条（利用定員）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護施設 アルテミス の利用定員は、2ユニット18名とする。（1ユニット9名）

第4条（サービスの提供方法及び内容、利用料その他の費用の額）

1・サービスの提供方法及び内容

- ①入居者のご自宅（在宅）に戻れる状態になることを目指し、その実現に向けた支援を行います。
- ②寝たきりの状況にならないように日中の活動を充実させます。
- ③入居中の生きがいを創出するために本人が持っている特技や才能を活かす場を提供します。
- ④家族との時間を充実して過ごしてもらうためのプログラムを設定して、一日を規則正しく過ごしていただきます。
- ⑤本人の自立する力が残っている限りは、その自立性を尊重します。
- ⑥季節行事、軽い運動、散歩、外食等を取り入れます。

2・利用料その他の費用の額

認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

①家賃等

月額	60,000 円
水道光熱費月額	550 円
食費月額	1,400 円
管理費月額	4,500 円

②その他の利用料

医療費（薬代等）	実費
おむつ	実費
理美容	実費
その他日常生活費	実費

第 5 条（入居及び退去にあたっての留意事項）

上田市内に居住しており、要支援 2 及び要介護状態にあり、認知症の状態にあると診断された高齢者で、少人数による共同生活に支障のない者を対象とします。

また、入居申込者が入院治療を要する場合は入居できません。

利用者及び身元引受人は、当グループホームに対し 2 週間以上の予告期間を持って文書等での明確な退所の意思表示をすることにより、入居利用を解除・終了することができます。

第 6 条（非常災害対策）・・・医療法人友愛会消防計画に基づく

- ① 予防管理組織を置き、自主点検、検査を実施する。
- ② 医療法人友愛会消防計画に基づき火災予防措置をおこなう（年 2 回、避難訓練の実施）。
- ③ 火災が発生した場合は直ちに消防署へ通報するとともに、初期消火、入居者の非難を行う。
- ④ 夜間における火災は直ちに消防署へ通報するとともに、法人内の在籍職員に火災の発生を知らせ、初期消火、入居者の非難を行う。

第7条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。
- ②虐待の防止のための指針を整備する。
- ③職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第8条（その他運営に関する重要事項）

- ①月1回、管理者を中心とした介護職員全員で打ち合わせをおこなうこと
- ②利用者の趣味、又は嗜好に応じた活動の支援を行うこと
- ③介護職員は、利用者が日常生活を営む上で必要な、行政機関に対する手続等について協力援助を行うこと
- ④常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること
- ⑤2ヶ月に1回以上利用者の家族や地域の関係者、市町村又は地域包括支援センターの職員等を含めた「運営推進会議」を開き活動状況を報告、評価をつけること
- ⑥利用者が安心して介護サービスの提供を受けられるよう、当事業所の提供するサービスにより事故が発生した場合は、速やかに県市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第9条（協力医療機関）

- ①千曲荘病院
- ②医療法人 関歯科医院

付則 この運営規定は、平成28年5月1日より施行する。